

## 公益財団法人静岡県国際交流協会資金運用規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人静岡県国際交流協会の資産の運用対象、運用指針、運用手続等について定め、もって資産の適正かつ効率的な運用に資することを目的とする。

### (資産の区分)

第2条 運用の対象とする資産は、次のとおりとする。

- (1) 基本財産
- (2) 運用財産

### (理事会の職務)

第3条 理事会は翌事業年度における予算編成を審議する理事会において、資金運用の執行方針及び計画案を審議し、議決する。

- 2 理事会は、資金運用を管理・監督するため債権等のモニタリングを含む運用の経過及び結果について少なくとも年2回又は必要に応じて会長から報告を受けるものとする。
- 3 理事会は、少なくとも年2回又は必要に応じて監事から資金運用の業務状況について報告を受けるものとする。
- 4 理事会は定時評議員会において、前事業年度における資金運用の経過及び当事業年度における資金運用の執行方針及び計画を報告するものとする。臨時評議員会においても必要と理事会が判断する場合は同様とする。

### (会長の職務)

第4条 会長は資金運用執行責任者を監督し、随時報告を求め必要に応じて適切な指示をしなければならない。

- 2 会長は少なくとも半年に一回、次の点について債権等の運用経過のモニターを行う。
  - (1) 全運用資産から生じた利子、分配金、配当金の合計
  - (2) 全ての債権等の個別有価証券の時価
  - (3) 全ての債権等の個別有価証券の信用格付け

### (資金運用執行責任者の職務)

第5条 資金運用責任者は、業務執行理事がこれにあたる。

- 2 資金運用執行責任者は、翌事業年度における資金運用の執行方針及び計画の案を予算編成の理事会までに策定し、会長の承認を受けなければならない。
- 3 資金運用執行責任者は、資金運用状況及びその結果について把握しなければならない。
- 4 資金運用責任者は、第3条第1項に規定する資金運用の執行方針及び計画に基づき、

資金運用を実行しなければならない。

(監事の職務)

第6条 監事は、資金運用執行責任者の業務状況について、定期的に又は理事会の要請に応じ又は監事が必要と判断したとき、調査を実施し、その結果について速やかに理事会に報告するものとする。

(基本方針)

第7条 基本財産及び運用財産は、元本償還が確実であり、かつ確実な運用益が得られる方法で運用を行う。

(運用対象)

第8条 運用対象は、次のとおりとする。

- (1) 郵便貯金
- (2) 金融機関等への円建預金
- (3) 元本保証の金銭信託
- (4) 日本国国債
- (5) 地方債
- (6) 政府保証債
- (7) 公社・公団債
- (8) 国内発行の民間債（金融債及び電力債・NTT債等に限る。）

2 前項の運用対象のうち、金融債、電力債・NTT債等については、金融庁長官が指定した日本又は外国の格付機関の格付等により、その適格性を判断するものとし、それぞれの基準は次表のとおりとする。

運用対象	基本財産の場合の基準
金融債	発行体の格付がAA格（第2ランク）以上のものとする。
電力債・NTT債等	債券の格付がAA格（第2ランク）以上で、一般担保が付与されているものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、会長が特に認めた場合は、前2項に掲げる運用対象以外の商品に運用することができる。

(運用指針)

第9条 資産の運用に当たっては、次に掲げる運用の3原則に十分留意し、金融商品の種類、金融機関又は発行体、運用機関等による分散運用を図る。

- (1) 安全性（信用性）

元本の償還条件、運用期間（償還期限）、債券の格付け等元本の確実性とリスクの許容度を勘案

(2) 収益性

表面利率（クーポン）、単価、償還期限等を勘案

(3) 市場性（換金性）

債券の利回り、単価、償還期限、格付け等のほか市場の動向を注視

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、資産運用に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この附則は、公益財団法人の設立登記の日から施行する。